

## 参考資料 6

営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続における

被害企業の対応のあり方について

## 1. はじめに

営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において、裁判所等が、営業秘密の内容を秘匿するための措置を実効的かつ適切に講じるためには、秘匿の対象となる営業秘密を保有する被害企業から、検察官に対し十分な協力がなされることが前提となる。

被害企業としても、公訴を提起し公判に立会する検察官との間で協力関係を適切に構築することにより、自らの保有する営業秘密、これに基づく事業活動を守ることができる。

そこで、被害企業が、いつ、どのような協力をすることが役立つかについてイメージしやすいよう、秘匿措置を講じる場合の刑事訴訟手続の一連の流れや秘匿の申出書等の記載例を示すこととする。

営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続を通じて営業秘密が公となってしまうことを防止するため、不正競争防止法においては、刑事訴訟手続の中で、営業秘密の内容を秘匿するための措置が導入されている。

### 【不正競争防止法における措置の内容】

#### ① 秘匿決定（第 23 条第 1 項～第 3 項）

裁判所は、被害企業等の申出に応じて、営業秘密の内容を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

なお、第 1 項に基づき被害企業等が当該事件に係る営業秘密について申出を行う場合は、検察官を通じて行わなければならない。

#### ② 呼称等の決定（第 23 条第 4 項）

裁判所は、秘匿決定をした場合には、秘匿決定の対象となった営業秘密の内容を特定させることとなる事項（営業秘密構成情報特定事項）に係る名称等に代わる呼称等を定めることができる。

例えば、営業秘密の内容が、化学反応を起こす温度である「1300℃」である場合には、「1300℃」に代えて、公開の法廷で用いるべき「X℃」といった呼称を定めることができる。

#### ③ 尋問等の制限（第 25 条）

裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問等が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することができる。

#### ④ 公判期日外の証人尋問等（第 26 条）

裁判所は、秘匿決定をした場合において、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問又は被告人質問を行うことができる。

#### ⑤ 要領記載書面の提示命令（第 27 条）

裁判所は、呼称等の決定や、公判期日外の証人尋問等をするに当たり、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

⑥ 証拠書類の朗読（第 28 条）

秘匿決定があった場合、証拠書類を朗読する際には、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で行わなければならない。

⑥ 証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請（第 30 条）

検察官又は弁護人は、取調べを請求した証拠書類等を相手方に開示するに当たり、その相手方に対し、営業秘密の内容を特定させることとなる事項を、被告人を含む関係者に知られないようにすることを求めることができる。

上記制度が実効的かつ適切に機能するためには、秘匿措置を講じる裁判所等が、どのような事柄を秘匿する必要があるのか（秘匿すべき範囲）について、十分に把握する必要がある。

しかしながら、当該事件を担当する裁判官等が、秘匿対象たる営業秘密に係る技術分野に精通しているとは限らないことから、裁判所等が秘匿すべき範囲を迅速かつ的確に把握するためには、当該営業秘密の保有者であってその秘匿を希望する被害企業から、できる限り早い段階で、十分かつ適切な情報提供がなされることが望ましい。むしろ、本制度は、被害企業からそのような情報提供がなされることを前提としているといえることができる。

もともと、被害企業は、当該事件の被害者であるとはいえ、刑事訴訟手続の当事者ではないこと等から、例えば、秘匿の申出は検察官を通じて行うこととされており、その他の裁判所に対する協力も、実際の手続は検察官と連携しつつ、検察官を通じて行うこととなる。

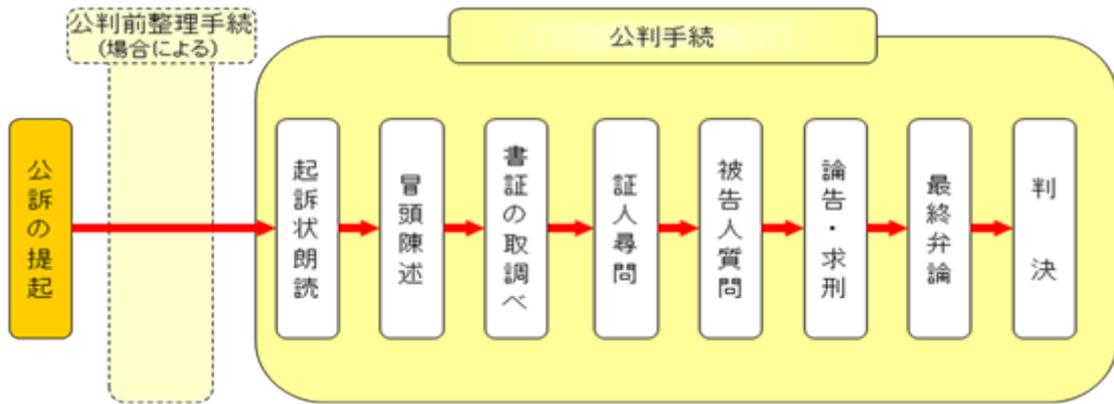
そこで、被害企業がこのような協力を迅速、適切かつ円滑に行えるよう、以下、本制度の概要を説明した上で、被害企業等による秘匿の申出、情報提供等の協力のあり方について、具体的な事例に沿って、秘匿の申出書等の記載例とともに説明することとする。

## 2. 営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続の流れ

### (1) 概要

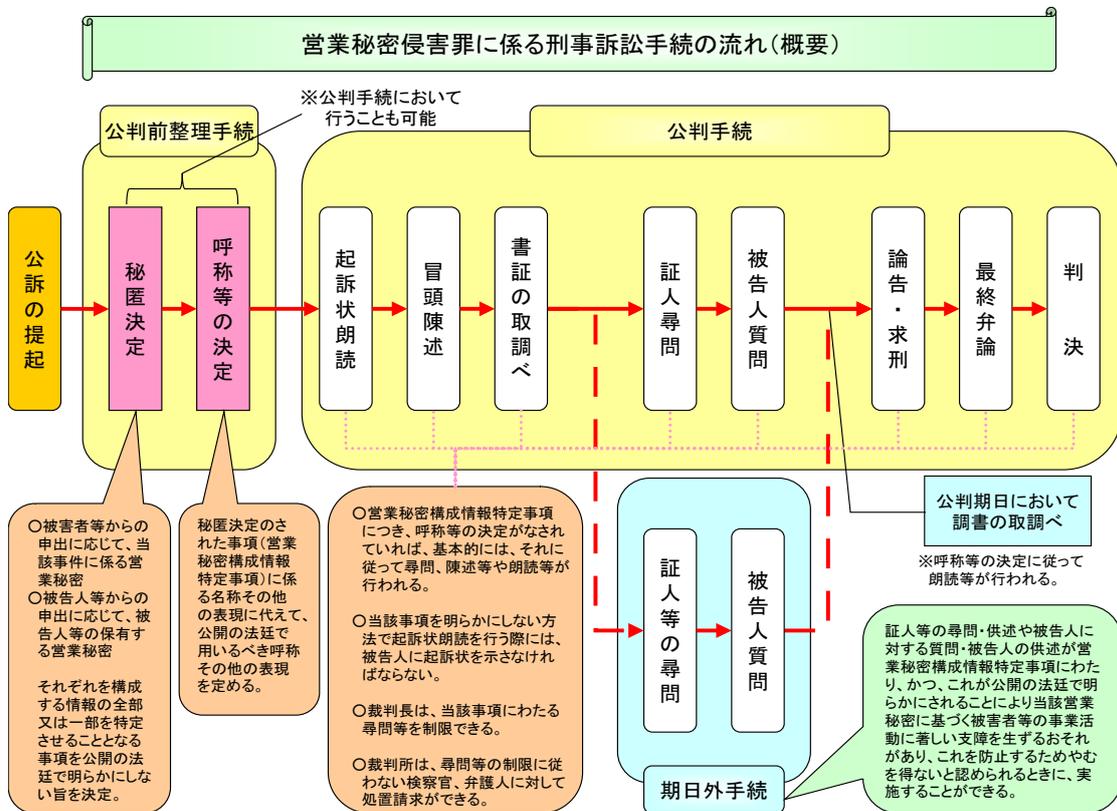
一般的な刑事訴訟手続の流れは、以下のとおりである。

#### 【一般的な刑事訴訟手続の流れ】



営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において、営業秘密の内容を秘匿するための措置を講じる場合には、通常、以下のような流れとなることが想定される。

#### 【秘匿措置を講じる場合の刑事訴訟手続の流れ】



## (2) 具体的な事例に沿って

営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において、営業秘密を秘匿するための手続の運用がどのように行われるのかについて、次の事例に沿って紹介する。

### 第1 事案の概要

被告人は、株式会社Xの技術部長Wのパソコンに不正にアクセスし、株式会社Xの営業秘密である製品Aの製造方法に関するデータを電子メールで自己所有のパソコンに送信して、営業秘密を取得した（不正競争防止法第21第1項第1号）。

この営業秘密は、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を3000度で10分加熱した上で、成型前処理剤「プリ・トリートメント」を混ぜた後、型に入れて成型するという方法により製品Aを製造するというものである（この事案における「営業秘密」、「営業秘密を構成する情報」、「営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項」、「名称その他の表現」及び（裁判所により定められる）「呼称その他の表現」の関係については、次頁を参照。）。

なお、製品Aを製造するための公知技術としては、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を2000度で20分加熱し、薬品Pを混ぜることにより強度を増すという方法があるが、この営業秘密に係る方法においては、高価な薬品Pに代えて、安価な成型前処理剤「プリ・トリートメント」を用いることにより、強度が高い製品を製造することができる。

【本事例における「営業秘密」、「営業秘密を構成する情報」、「営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項」、「名称その他の表現」及び（裁判所により定められる）「呼称その他の表現」の関係】

営業秘密の概要	ニッケル・クロム・モリブデン鋼を3000度で10分加熱した上で、成型前処理剤「プリ・トリートメント」を混ぜた後、型に入れて成型するという製品Aの製造方法			
上記営業秘密を構成する情報	成型前処理剤が「プリ・トリートメント」であること	ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する温度が3000度であること	・・・ (その他)	
上記情報を特定させることとなる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>成型前処理剤が「プリ・トリートメント」であること</li> <li>(成型前処理剤「プリ・トリートメント」が) 日本では、経済産業株式会社が独占的に製造・販売しているものであること</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する温度が3000度であること</li> </ul> 等	・・・	
	当該事項に係る名称その他の表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>成型前処理剤「プリ・トリートメント」という名称</li> <li>「経済産業株式会社」という名称</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「3000度」という表現</li> </ul> 等	・・・
	呼称その他の表現 ※名称その他の表現の言い換えであり、裁判所により定められる	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本件薬品」</li> <li>「α株式会社」</li> </ul> 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本件加工温度」</li> </ul> 等	・・・

## 第2 手続の流れ

### 1 公訴提起

公訴事実の概要は、次のとおりである。

被告人は、不正の利益を得る目的で、平成〇年〇月〇日ころ、株式会社Xの技術部長Wのパソコンに不正アクセス行為をし、同パソコンから製品Aの製造方法の営業秘密を取得した。

### 2 公訴提起に引き続く被害者等の申出

被害者である株式会社Xは、公訴事実に係る営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨を検察官に対し、書面により申し出た。

### 3 検察官による意見を付した通知

検察官は、被害者からの申出の内容及び公訴事実に係る営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることが相当である旨の意見を付して、裁判所に通知した。

### 4 公判前整理手続

#### (1) 被告人側の争い方

被告人側は、

例① 公訴事実を認める

例② データの入手行為を否認し、被告人は、製品Aと同じものを製造しているが、その製造方法は独自に開発したものである旨主張するとの方針を示した。

#### (2) 秘匿決定に関する被告人側の意見等

被告人側は、

例① しかるべく

例② 製品Aの製造方法のうち、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を用いることは公知のものであり、これについてまで秘匿決定をするのは相当でない旨の意見を述べた。

(なお、例②において、検察官は、被告人側の意見を受けて、被害者との事前の相談に基づき、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を用いることについては、製品Aを調べればすぐに明らかとなる情報であること等から、秘匿決定をしないことは問題ないとの意見を述べた。)

#### (3) 秘匿決定

これを受けて、裁判所は、次の秘匿決定を行った。

例① 本件営業秘密である製品Aの製造方法を構成する情報を特定させることとな

る事項を公開の法廷で明らかにしない。

例② 本件営業秘密である製品Aの製造方法を構成する情報のうち、以下の各情報を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない（※）。

- ・ ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する温度
- ・ ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する時間
- ・ 加工に用いる薬品

※ 裁判所は、弁護人及び検察官の意見を踏まえ、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を用いることについては、秘匿の必要がないと判断し、その部分を除いて秘匿決定をすることとした。

#### (4) 呼称等の決定

裁判所は、

例① 呼称等の決定を行わなかった。

例② 「3000度」を「本件加工温度」（ア）

「10分」を「本件加工時間」（イ）

成型前処理剤「プリ・トリートメント」を「本件薬品」（ウ）

とする呼称等の決定を行った（※）。

※ 裁判所は、呼称等の決定を行うに当たり、検察官及び弁護人に尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示を命じ、検察官及び弁護人が提示した同書面によれば、上記（ア）から（ウ）までの呼称等を定めることにより、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにすることなく必要な尋問等を行うことができるものと考えられる。

#### (5) 公判期日外の被告人質問を行う旨の決定

例① ー

例② 裁判所は、被告人質問は公判期日外においてする旨を決定した（※）。

※ 被告人質問については、弁護人からの尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示を受け、また、検察官からは、相当詳細な質問を行うことになること、その場合には、被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたる蓋然性が非常に高いと考えられる旨の指摘があった。これを受けて、弁護人・検察官から、被告人質問については公判期日外で行ってほしいとの申出があった。

### 5 起訴状の朗読

例①、② 起訴状には「製品Aの製造方法」の具体的な内容までは明示されておらず、営業秘密構成情報特定事項に係る名称等は記載されていなかったことから、そのまま朗読された。

(以下、例②について)

### 6 検察官・弁護人の冒頭陳述

上記4(4)の呼称等の定め<sup>1)</sup>に従って行われた。

#### 7 技術部長Wの証人尋問

上記4(4)の呼称等の定めに従って行われた。

#### 8 被告人質問

被告人質問は公判期日外において行われた。

その手続の中で、被告人は、

- ・「技術部長Wのパソコンから製品Aの製造方法のデータを不正に持ち出したことはありません。」
- ・「様々な実験を繰り返した結果、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を3000度で加熱する方法で加熱時間を10分とすればある程度の強度を確保できることが判明し、さらに、加える薬品をいろいろと試していく中で、薬品Pよりもずっと安い薬品であって、国内では経済産業株式会社のみが製造している成型前処理剤「プリ・トリートメント」にたどりつき、これを用いた場合には、ニッケル・クロム・モリブデン鋼の通常の加工方法で薬品Pを用いた場合と同程度の強度の製品を製造することができることが分かりました。」

などと供述した。

#### 9 呼称等の定め<sup>1)</sup>の追加

検察官から、成型前処理剤「プリ・トリートメント」の入手先である「経済産業株式会社」については、成型前処理剤「プリ・トリートメント」を特定させることとなることから、「α株式会社」という呼称等を定めるべきであるとの意見が示され、これに対し、弁護士も「しかるべく」との意見を述べたため、裁判所は、それらの意見を踏まえて、

「経済産業株式会社」を「α株式会社」

とする呼称等の決定を行った。

#### 10 公判廷における期日外の被告人の供述調書の取調べ

上記4(4)及び9の呼称等の定めに従って、次のとおり朗読した。

- ・「技術部長Wのパソコンから製品Aの製造方法のデータを不正に持ち出したことはありません。」
- ・「様々な実験を繰り返した結果、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を本件加工温度で加熱する方法で加熱時間を本件加工時間とすればある程度の強度を確保できるこ

---

<sup>1)</sup> 法第23条第4項の規定に基づき裁判所が決定で定めた、営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現に代わる具体的な呼称その他の表現を意味する場合には、「呼称等の定め」と表記することとする。

とが判明し、さらに、加える薬品をいろいろと試していく中で、薬品Pよりもずっと安い薬品であって、国内ではα株式会社のみが製造している本件薬品にたどりつき、これを用いた場合には、ニッケル・クロム・モリブデン鋼の通常の加工方法で薬品Pを用いた場合と同程度の強度の製品を製造することができることが分かりました。」

11 論告・弁論・最終陳述から判決まで

上記4(4)及び9の呼称等の定めに従って行われた。

※ 証拠調べ後、論告・弁論・最終意見陳述のため、呼称等の定めを追加することも可能である。

### 3. 被害企業の協力のあり方

#### (1) 秘匿の申出

##### ①秘匿決定

秘匿決定は、被害者等から申出があるときにすることができる。

秘匿決定は、「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」を公開の法廷で明らかにしない旨の決定である。

##### ②秘匿の申出

秘匿の申出をする被害企業としては、検察官と事前に打ち合わせを行い、「営業秘密を構成する情報」のうち、いずれの情報について秘匿を希望するかを検討した上で、秘匿の申出をすることが想定される。

##### i) 申出の方式

申出は、「不正競争防止法第23条第1項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則」(平成23年最高裁判所規則第4号)(以下、「最高裁規則」という。)で規定された以下の事項を明らかにして、検察官に対して行う。

営業秘密は、専門的・技術的な内容を含み、また、それを構成する情報は複雑多岐にわたることも予想されることから、申出の内容が正確に検察官及び裁判所に伝わるよう申出は、原則として書面でしなければならないとされている(最高裁規則第2条第2項本文)。

なお、この申出の際に提出した書面は、検察官から裁判所に提出されることとなる(最高裁規則第2条第5項)。

万が一、審理開始の直前になって、急遽秘匿の必要が生じた場合など、書面による申出を行う時間的な余裕がないといったやむを得ない事情があるときは、口頭で申出を行なうことも許されている(最高裁規則第2条第2項ただし書)。その場合であっても、その後速やかに、口頭にて申し出た内容を、検察官に対して書面で提出することが望ましい。

**【被害企業が、法第23条第1項の申出をする際に明らかにすべき事項(最高裁規則第2条第1項各号)】**

##### ア) 申出人の氏名又は名称及び住所

申出人が法人の場合は、事務所の所在地を住所として明らかにする。

##### イ) 申出に係る事件を特定するに足りる事項

事件番号まで明らかであれば望ましいが、「被告人〇〇に対する不正競争防止法違反被告事件」などという程度でも問題ないと考えられる。

ウ) 申出人が申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実

申出人が被害者であるときは「被害者本人」であることを、被害者の法定代理人であるときはその旨を、それぞれ明らかにすれば足りる。また、申出人が被害者又は当該被害者の法定代理人から委託を受けた弁護士であるときは、申出人が弁護士であることのほか、被害者又は当該被害者の法定代理人から申出をすることについて委託があることを明らかにしなければならない。

エ) 上記イ) の事件に係る営業秘密を構成する情報のうち、秘匿決定の対象とすべき事項に係るもの

営業秘密を構成する情報のうち、それを特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくないもの（情報）を、なるべく具体的に明らかにするよう留意する。

オ) 秘匿決定を必要とする事情

申出に係る営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項が公開の法廷で明らかにされた場合の弊害等、秘匿の必要性に係る事情（申出に係る情報の全部を秘匿する必要性等、範囲の相当性に関する事情も含む。）について、具体的に明らかにするよう留意する。

ii) 申出の時期

申出の時期については、個々の事案にもよるが、できるだけ早い段階で、検察官に対し、秘匿の申出をする予定である旨を伝えた上で、検察官との間で、申出書の記載内容や提出時期について相談しておくことが望ましい。

この点、侵害の対象とされる営業秘密が不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するか否かにつき被害企業から十分な情報・資料の提供を受ける必要があることが想定され、通常は、起訴に至るまでに、被害企業と捜査機関との間には相当程度の接触があると考えられる。このため、あらかじめ、捜査段階において、秘匿の申出につき検察官に相談しておき、公訴提起に至った段階で、迅速かつ円滑に秘匿の申出をすることができるよう、検察官と連携し、十分に準備しておくことが有用である。

## **(2) 具体的な措置（呼称等の定め、尋問等の制限、公判期日外の証人尋問等）に向けた被害企業の協力**

①具体的な措置（呼称等の定め、尋問等の制限、公判期日外の証人尋問等）

秘匿決定がなされた後、具体的な措置（呼称等の定め、尋問等の制限、公判期日外の証人尋問等）が適切に講じられることにより、秘匿決定の対象とされた事項（営業秘密構成情報特定事項）の秘匿を如何に図っていくかが重要となる。

これら措置が適切に講じられる前提としては、訴訟関係人が尋問・陳述・被告人質問（以下、「尋問等」という。）において言及しようとする事項が営業秘密構成情報特定事

項に該当するか否か、どのような内容の主張立証を行う場合に営業秘密構成情報特定事項にわたる尋問等がなされるおそれがあるか、といった判断が適切になされる必要がある。

## ②具体的な措置に向けた協力

ところで、刑事訴訟手続に関与する当事者は検察官、被告人等であって、被害企業は当事者ではない。したがって、被害企業としては、あらかじめ秘匿の申出の際又はできる限り早い時期に、検察官に対し、公開の法廷で明らかにされるおそれのある営業秘密構成情報特定事項を具体的に列挙して情報提供しておくことが望ましい。検察官は、これら被害企業から提供を受けた情報に基づき、秘匿決定があった場合において事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、営業秘密構成情報特定事項のうち公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料するものがあるときは、裁判所及び被告人又は弁護人に対して、これを通知する（最高裁規則第4条第1項）。

また、裁判所は、呼称等の決定に際して、対象とすべき営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現等について、検察官に書面の提出を求めることができるものとされている（最高裁規則第5条第1項）。よって、その実効的かつ円滑な運用に資するよう、被害企業は、あらかじめ、検察官に対し呼称等の候補を積極的に提案することが望ましい。これは、例えば、ある物質の名称について呼称を定める場合において、当該物質が金属であること自体が営業秘密構成情報特定事項に該当するときは、「金属A」といった呼称ではなく「物質A」といった呼称を定める必要があるように、呼称等の定め方は秘匿の実効性に影響を及ぼし得るからである。

また、公判期日外の証人尋問等に関しては、いかなる証人等に対して尋問等が行われる可能性があるか、当該証人等の尋問、供述等が営業秘密構成情報特定事項にわたる可能性があるか等について、適宜、検察官と連携しつつ、必要な情報提供等の協力をすることが望ましい。

さらに、公判期日外の証人尋問等が行われた後も、当該証人尋問等の結果を記載した書面（尋問調書等）を公判期日において朗読等する必要があり、必要に応じて追加の呼称等の定めが行われることになる。このため、当該証人等の尋問、供述等のうちのいずれの部分が営業秘密構成情報特定事項に該当するのか等につき、適宜、検察官と連携しつつ、必要な情報提供等の協力をすることが望ましい。

なお、公判期日外の証人尋問等を行うには、「当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれ」が要件とされていることなどを踏まえ、被害企業としては、あらかじめ秘匿の申出の際等に、検察官に対し、当該営業秘密の要保護性に関する情報・資料等を提供しておくことが望ましい。

※ 裁判所は、呼称等の決定をし、又は公判期日外の証人尋問等の実施を決定する際には、必要に応じて、検察官・弁護人等に対し、尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができるため、被害企業は検察官を通じて、提示命令を受け

て情報提供をすることもできるものの、常にこの提示命令がなされるとは限らない。

また、裁判所は、呼称等の決定に際して、検察官に対して、その対象とすべき営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現や、これに代わるべき呼称その他の表現等を記載した書面の提出を求めることができるものの（最高裁規則第5条第1項）、常にこの求めがなされるとは限らない。

したがって、検察官に対する情報提供については、その時期に制限があるわけではないことを踏まえ、検察官が適時に裁判所に対して有用な情報を伝達できるよう、秘匿決定がなされた後、又は審理手続がある程度進行した後であっても、なお公開の法廷で明らかにされるおそれのある営業秘密構成情報特定事項があると判断される場合には、その旨及び当該事項に係る名称その他の表現に代えて定めるべき呼称その他の表現等について、随時、追加的に検察官に情報提供をしていくことが有益であろう。

### （3）証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請に関する協力

#### ①証拠開示の際の秘匿要請

検察官から弁護人に開示する証拠書類又は証拠物に、「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」が記載等されている場合には、検察官は、弁護人に対し、当該事項がみだりに関係者に知られないようにすることを求めること（秘匿要請）ができる。

その場合、弁護人に対して秘匿要請に係る義務を適切に課すためには、当該証拠に記載等されている事項のうち、いかなる事項が秘匿要請の対象となっているのかを明らかにする必要がある。

※ 秘匿要請がなされる事件では、すでに被害企業から秘匿の申出がなされていることもあったと考えられ、その場合には、すでに検察官に対して上記（1）又は（2）に係る情報提供がなされているものと考えられる。もっとも、これらの情報提供は、公開の法廷で明らかにされるおそれのある営業秘密構成情報特定事項についてなされるものである。

これに対し、証拠開示の際に弁護人に開示される証拠には、公開の法廷で言及されるおそれのある内容よりも更に詳細かつ広範な内容が記載等されていることが想定され、当該証拠のいずれの部分が「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」に該当するかの判断については、被害企業からの検察官に対する更なる情報提供が必要となることが少なくないものと考えられる。

#### ②証拠開示の際の秘匿要請に関する協力

したがって、被害企業としては、捜査段階において検察官に対して、被害企業が提出した資料等のいずれの部分が「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」に該当するにつき具体的に情報提供をするとともに、起訴後においても、検察官が取調べを請求する予定の証拠について、「営業秘密を構成する情報の全部又

は一部を特定させることとなる事項」が記載等されている可能性がある場合には、あらかじめ、検察官の秘匿要請に係る判断に資するよう、情報提供をすることが望ましい。

また、秘匿要請は、「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」が明らかにされることにより「当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれ」がある場合に行うことができるため、この点についても情報提供する必要があるが、上記（２）の協力と併せて、秘匿の申出の際に行っておくことが望ましい。

※ 証拠開示は、起訴後早期の段階で行われることもあるため、できる限り早い段階で、上記の協力を行っておく必要がある。

この点、捜査段階で捜査機関に対して自ら提出した資料や捜査機関からの事情聴取に応じて作成された供述調書等に関しては、上記の協力に向けた準備をしておくことは比較的容易である。

他方、捜査機関が独自に入手した情報が記載された書面や被告人（被疑者）の供述調書等に関しては、適宜、検察官と連携しながら、弁護人に対する秘匿要請が適切になされるようにする必要があるため、できるだけ早い段階で検察官に相談しておくべきである。

#### （４）事件終結後の訴訟記録の閲覧制限に関する情報提供

##### ①事件終結後の訴訟記録の閲覧

刑事裁判が終結した後の訴訟記録については、当該記録を保管する検察官（保管検察官）に対して閲覧請求がなされた場合、当該検察官が、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧を許可するか否かを判断することとなる。

保管検察官において、当該記録を閲覧させることにより当該記録に記載等されている営業秘密に基づく被害企業等の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものなどについては、刑事確定訴訟記録法の定める一定の事由がある場合を除き、閲覧を不許可としたり、又は一部を不許可としてその該当部分をマスキングした記録のみを閲覧させたりする等の措置をとることが可能である。

##### ②事件終結後の訴訟記録の閲覧制限に関する情報提供

このため、被害企業としては、当該記録に含まれる公判調書、証拠書類等に、自己の保有する営業秘密の内容が明らかとなるような記載等があり、又はそのおそれがあると考えられる場合には、あらかじめ、検察官に対し、その旨を伝えた上で、裁判確定後の保管検察官の当該記録の閲覧に係る判断に資するよう、必要に応じて、当該記録を閲覧させることによる影響等に関する情報提供をしておくことが望ましい。

※ 訴訟記録は、訴訟終結後、第一審裁判所に対応する検察庁の検察官に送付され、以後、刑事確定訴訟記録法に基づく閲覧の対象となる。このため、被害企業としては、できるだけ早い段階で、確定訴訟記録の保管検察官に、当該記録を閲覧させることに

よる影響等に関する情報提供をしておくことが望ましい。さらにいえば、捜査段階においては、捜査担当検察官、公判段階においては、公判担当検察官に、同様の情報提供をしておくことが望ましいと考えられる。

なお、当該事件において秘匿決定がなされている場合には、保管検察官において、当該秘匿決定、上記（１）ないし（３）の協力に係る情報提供やこれを踏まえた呼称等の定め等を踏まえて、当該記録の閲覧の許否を適切に判断することとなるものと考えられるが、例えば、被告人側の請求証拠等に係る訴訟記録に関しては、なお当該記録のうちのいずれの部分が営業秘密の内容に係るものであるのか等につき必ずしも明らかではなく、時間の経過とともに要保護性に変化が生じることも考えられることから、確定訴訟記録の閲覧請求段階で、改めて協力が必要となることに留意する必要がある。

#### 4. 秘匿の申出書等の記載例

##### (1) 営業秘密の秘匿の申出書（第23条第1項に基づく申出）

営業秘密の秘匿の申出書	
	○年○月○日
○○検察庁 検察官 検事 ○○ 殿	
	○○株式会社（被害者本人） 代表取締役社長 ○○ （事務所の所在地・連絡先） ○○
<p>被告人○○に対する不正競争防止法違反（営業秘密侵害）被告事件について、下記のとおり、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨、同法第23条第1項の規定に基づき申し出ます。</p>	
記	
1	申出をすることができる者であることの基礎となるべき事実
2	営業秘密を構成する情報のうち、秘匿決定の対象とすべき事項に係るもの  別添1記載のとおり
3	秘匿決定を必要とする事情  本営業秘密は、弊社の主力商品である製品Aの製造方法を内容とするものであり、本営業秘密が公開の法廷で明らかにされることにより、○○社や○○社といった競争事業者の知るところとなった場合に弊社に生じ得る支障・損害は甚大であると考えられる。・・・
4	上記2の事項のうち、公開の法廷で明らかにされるおそれがあると思料するもの、当該事項に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現として相当であると思

料するもの及びその他呼称等の決定をするに当たり参考となるべき事項

別添2 記載のとおり

## 5 備考

その他本営業秘密に関し留意すべき事項等については、別紙を御参照ください。

以上

注 なお、公訴事実に掲げられた営業秘密の内容を示す文書等の写しを引用する方法により「営業秘密を構成する情報」を明らかにすることも考えられる。

(別添1)

営業秘密を構成する情報のうち、秘匿決定の対象とすべき事項に係るもの

秘匿すべき情報①	成型前処理剤「プリ・トリートメント」
秘匿すべき情報②	ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する温度が3000度であること
秘匿すべき情報③	ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する時間が10分であること

(別添2)

別添1の各対象情報を特定させることとなる事項のうち、公開の法廷で明らかにされるおそれがあると思料するもの及び当該事項に係る名称その他の表現に代わる呼称等その他の表現として相当であると思料するものについて

秘匿すべき情報①		
成型前処理剤「プリ・トリートメント」		
上記情報を特定させることとなる事項であって、公開の法廷で明らかにされるおそれがあると思料するもの		当該事項に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現
「成型前処理剤『プリ・トリートメント』」	⇒	「本件薬品」
(成型前処理剤「プリ・トリートメント」を独占的に販売している)「経済産業株式会社」	⇒	「α株式会社」
	⇒	

秘匿すべき情報②

ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱する温度が3000度であること

上記情報を特定させることとなる事項 であって、公開の法廷で明らかにされる おそれがあると思料するもの		当該事項に係る 名称その他の表現に代わる 呼称その他の表現
「(ニッケル・クロム・モリブデン鋼を加熱 する温度である) 3000度」	⇒	「本件加工温度」
	⇒	
	⇒	

(別紙)

### その他本営業秘密に関し留意すべき事項について

製品Aを製造するための公知技術としては、ニッケル・クロム・モリブデン鋼を2000度で20分加熱し、薬品Pを混ぜることにより強度を増すという方法があるが、本営業秘密に係る方法においては、薬品Pよりも安価な成型前処理剤「プリ・トリートメント」を用いて、強度が高い製品を製造することができる。・・・

成型前処理剤「プリ・トリートメント」によっても強度を増すことができる原理は、・・・

## (2) 証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請に関する協力をする際の記載例

### 証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請について

○年○月○日

○○検察庁  
検察官 検事 ○○ 殿

○○株式会社  
代表取締役社長 ○○

被告人○○に対する不正競争防止法違反(営業秘密侵害)被告事件について、貴職が、弁護人に証拠書類又は証拠物を閲覧する機会(又は、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えるに当たっては、下記のとおり、営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく弊社の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあるため、弁護人に対し、その旨を告げ、当該事項が、関係者(被告人を含む。)に知られないようにすることを求めていただきたくお願い申し上げます。

記

#### 記載例 1

##### 1 営業秘密

製品Aの製造方法

##### 2 証拠書類又は証拠物の中に含まれる上記営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項

別添「営業秘密目録」記載のとおり

##### 3 上記2の事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく弊社の事業活動に生ずるおそれのある著しい支障の内容その他当該求めを必要とする事情

別紙のとおり

以上

(別添)

### 営業秘密目録

本営業秘密の概要	ニッケル・クロム・モリブデン鋼を3000度で10分加熱した上で、成型前処理剤「プリ・トリートメント」を混ぜた後、型に入れて成型するという方法
本営業秘密を構成する情報①	成型前処理剤「プリ・トリートメント」
本営業秘密を構成する情報②	3000度
本営業秘密を構成する情報③	10分

※ 従前に司法警察員〇〇に対して〇年〇月〇日に提出した、弊社〇〇部〇〇作成に係る〇年〇月〇日付け「〇〇」と題する書面も参照いただきたい。

(1) 本営業秘密を構成する情報①を特定させることとなる事項であって、証拠書類等に記載等されているおそれがあると思料するもの

○成型前処理剤「プリ・トリートメント」

○(成型前処理剤「プリ・トリートメント」を独占的に製造・販売している)「経済産業株式会社」

○・・・

(2) 本営業秘密を構成する情報②を特定させることとなる事項であって、証拠書類等に記載等されているおそれがあると思料するもの

○・・・

○・・・

○・・・

### (3) 事件終結後の訴訟記録の閲覧制限に関する情報を提供する際の記載例

#### 保管記録の閲覧について

○年○月○日

○○検察庁 検察官 殿

○○株式会社  
代表取締役社長 ○○

下記事件の保管記録（以下、「本件記録」という。）については、下記のとおり、営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく弊社の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあるため、閲覧に際して配慮願います。

なお、当該営業秘密については、上記事件において、秘匿決定（○○地方裁判所平成○年○月○日決定）がなされております。

#### 記

#### 1 被告事件

- (1) 裁判を受けた者の氏名 ○○
- (2) 罪名 不正競争防止法違反
- (3) 第一審 ○年○月○日 ○○裁判所  
控訴審 ○年○月○日 ○○高等裁判所  
上告審 ○年○月○日 最高裁判所
- (4) 確定年月日 ○年○月○日

#### 2 本件記録を閲覧させることにより明らかにされる営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項

本件においてなされた秘匿決定（○○地方裁判所○年○月○日決定）の対象となった営業秘密構成情報を特定させることとなる事項及び別紙1の事項

#### 3 上記2の事項が明らかにされることにより弊社の事業活動に生じるおそれのある著しい支障の内容及びその理由

別紙2のとおり

以上